

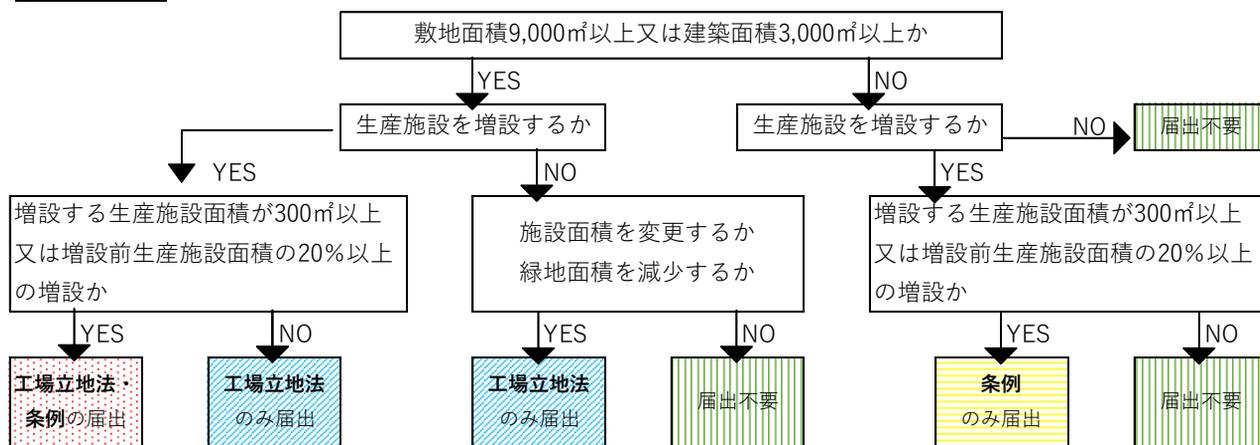
工場立地法及び福島県工業開発条例のフローチャート

届出フローチャート

①新設の場合



②変更の場合



※条例・・・福島県工業開発条例のこと

◇工場立地法と福島県工業開発条例の関係◇

	工場立地法	福島県工業開発条例
届出書類	特定工場新設（変更）届出書	工場設置新設（増設）届出書
対象	①敷地面積 9,000㎡以上 または ②建築面積 3,000㎡以上	敷地面積 1,000㎡以上
変更届出を要する場合	①生産施設を増設 ②敷地面積の増減 ③緑地等環境施設面積の減少	①生産施設を300㎡以上増設 ②上記以下で、従前の生産施設面積の20%以上の増設
規制内容	①生産施設面積率 ②緑地を含む環境施設面積率	①土地利用計画の整合 ②公害防止措置
届出時期	工事着工の90日前まで(短縮申請あり)	工事着工の90日前まで
提出先等	白河市商工課 1部（正本1部）	白河市商工課 3部（正本1部、副本2部）

※工場等を新設又は変更等する場合には、上記の書類をどちらも提出する場合があります。